

設立促進の順序

- 一、本會設立に就いては創立總會の決議に基き船主の諒解及贊助調印を求むべく極力交渉する事
- 二、正會員を募集する事

(方法)

- イ 宿泊海員及紹介海員は残らず入會せしむるは勿論本船海員をも勧誘する事
- ロ、正會員募集に際しては必ず本部若くは他の支部に於て既に本會に入會し居るや否やを訊き重複せざる様注意する事
- ハ、正會員を勧誘入會せしめたる者に對しては其成績に應じ等級を別ちて之れを表彰し永く其功勞を録す
表彰規定は細則に於て之れを定む
- 三、政府に上申する事
但本部其任に當る
- 四、本部は事務所を開設して事務を開始せり
必要に應じ事務員を置く
- 五、各地に於ても便宜事務所を設け事務を開始するこゝを得
但本部と打合せの上たるべし
- 六、本會員は便宜上各地に出張して本會設立の進行を圖る事

右 申 達 候

大正九年十二月